

0～3歳児対象のサービスにおける規制

多くのOECD諸国で、3歳未満児のためのサービスの規制レベルについて懸念が生じている。OECDが行ったプログラム基準についての調査では、認可家庭的保育サービスに定められた最低要件は、報告された国によって大きく異なっていた（OECD, 2004）（表6.1参照）。要件の範囲は、最初の健康と安全のチェックだけで登録できる国から、登録だけでなく毎年安全と健康のチェックを伴う国（サービス事業者に課される最も通常の認可形態）、さらには最も進んだ場合では、職員基準、カリキュラム基準、毎年の教育監査、職場研修要件、認定指導機関により定期的に保証される教育的な指導等の要件を伴う登録まである。多くの国では、大部分のデイケア提供者は今もって無認可で、世話をする子どもの数の法的な制約以外には認可要件を満たさないまま野放しに事業が行われている。

幼い子どもの大部分が、公的な幼児教育が始まる前に無認可あるいは認可条件の低い場に施設を置いている国では、規制の脆弱さが特に懸念される。アメリカの多くの州では州教育委員会が公立のプレキンダーガーデンとキンダーガーデンのプログラム（3、4、5歳児）には最低運営基準を設けているが、チャイルドケア施設の認可に関しては貧弱で、37の州で私的部門でのチャイルドケア・サービス事業者に最低限の養成しか要求していないか、あるいは何も要求していない。しかもこのような事業者が、3歳未満児へのサービスの大半を担っているのである（Kagan and Rigby, 2003）。このセクターの大多数の職員の教育レベルと労働条件レベルは低く、職員の離職率が毎年35%というのが稀ではない⁴。この状況は他のOECD諸国でも、政府当局がチャイルドケアのセクターに十分な法整備をしていないところ、質の基準を設けていないところ、あるいは施設事業者が基準に従うようなインセンティブを十分与えられないところではどこでも同様である。事実、最近報告のあった国のうち、カナダ、アイルランドを含む数か国では、チャイルドケア部門での私立のサービス施設は最低限の健康と安全の規則以外はすべてを免除されている。しかしまた、ECECに対して政府の適切な規制、認可、プログラム基準があれば、それは常に質の改善へ向かうことをアメリカの研究は示唆している（たとえば、1995年と1999年の「費用・質・成果（Cost, Quality and Outcome）」研究（CQO Study Team, 1995; 1999）を参照）（Helburn and Howes, 1996; Phillipsen 他、

表6.1 OECD調査の一部対象国における家庭的保育・保育所・公立幼児教育機関の許認可要件

国	認可家庭的保育	認可保育所	公立幼児教育機関
オーストラリア	レベル2/3	レベル3	レベル4
オーストリア	レベル2/3	レベル3	レベル4
ベルギー（フランス語圏共同体）	レベル2/3	レベル4	レベル4
カナダ	レベル1/2	レベル2/3か4（州による）	レベル4
ハンガリー	レベル3	レベル4	レベル4
アイルランド	レベル1	レベル2	レベル4
韓国	レベル2	レベル2	レベル4
ポルトガル	レベル1	レベル3	レベル4
スウェーデン	レベル4	レベル4	レベル4

レベル1：登録時に一度だけ保健衛生および安全管理基準を確認。

レベル2：毎年度、保健衛生および安全管理基準の確認後、登録を更新。

レベル3：毎年度、保健衛生および安全管理基準の他、公的カリキュラム基準または発達プログラムに則っていること、および職員の最低資格要件に従う義務基準をそれぞれ満たしているか確認し登録更新。

レベル4：毎年度、保健衛生および安全管理基準の他、カリキュラムまたは質基準、職員の資格、職員研修、認定諮問機関の定期的な教育監督の受け入れといった各基準を満たしているかを確認し、登録更新。

出典：OECD（2004b）のために各国から提供された資料。

デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンの公立の統合的なECECシステムは、もっと安心できる状況にある。政府が法制を通してしっかりコントロールしているので、また地方当局もすべてのECECサービスに対する出資、認可、モニタリングの役割を担う影響力の強い立場にあるので、これらの国では規制に関する議論はあまり多くない。プログラム基準の中核についての理解とECECの目的は積極的に共有されており、十分な資金提供によって、サービス事業者は期待される基準を守ることができる。